大阪市告示第1419号

令和８年大阪市告示第1209号（東横堀川についての通航制限水域及び通航方法の指定）の一部を次のように訂正する。

令和８年10月23日

大阪市長　　横　山　英　幸

次の表により、訂正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように訂正する。

訂正後	訂正前
２　実施期間 令和８年10月19日から令和９年３月19日まで（ただし、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による。）及び年末年始（12月24日から１月３日までを指す。）を除く。）実施する。	２　実施期間 令和８年10月19日から令和９年３月19日まで（ただし、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による。）及び年末年始（12月24日から１月４日までを指す。）を除く。）実施する。

（建設局道路河川部河川課）